

資格・短期給付に係る標準処理期間

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	公立学校共済組合神奈川支部（以下「支部」という。）が受理した日から3日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の喪失	
資格喪失証明の発行	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	

（注1）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁期間を含まない。

（注2）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

（注3）年度末・年度始め等、事務が集中する場合は、組合員証等発行手続に時間を要する場合がある。

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	支部が受理した日から3日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
被扶養者の取消	
被扶養者証の記載事項の訂正	
被扶養者証の亡失等による再交付	

（注1）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁期間を含まない。

（注2）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員の請求により給付されるもの	毎月20日までに支部が受理したものについて、翌月の20日に支給。（※）
前納された任意継続掛金の還付	毎月末日までに支部に提出があったものについて、翌月末に還付。

（※）20日が土曜日、日曜日、祝日の場合は前日。

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢者受給者証の交付	誕生日の前月の末日
特定疾病療養受療証の交付	支部が受理した日から3日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
限度額適用認定証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	
組合員の依頼により発行するその他証明	
支払未済の給付請求	支部が受理してから10日
レセプトの開示請求	支部が受理してから30日

(注1) 上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの閉庁期間を含まない。

(注2) 支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

5 留意事項

(1) 標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ① 適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

(2) 年度末・年度始め等の繁忙期については、この標準処理期間に抛りがたい場合もある。